

中小企業等金融新戦略事業等における長期未収金の回収について

対象受検機関：公益財団法人大阪産業振興機構

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																								
<p>1 中小企業等金融新戦略事業の概要 公益財団法人大阪産業振興機構（以下「機構」という。）は、挑戦する中小企業等への新たな資金供給策として、大阪府と機構が民間との協調により「中小企業等金融新戦略事業」として推進してきた融資制度について、金融機関に生じた損失の一部を補填するとともに、円滑な資金回収のための支援先のフォローアップ及び債権管理業務を行っている。なお、金融機関に生じた損失の補填は、平成30年4月の代位弁済をもって終了し、それ以降は求償債権の回収業務を残すのみとなる。 ※融資は平成17年度から平成19年度まで実施</p> <p>2 ベンチャー投融資支援事業の概要 機構は、投資及び融資に係る債務保証の事業により支援したベンチャー企業に対し、引き受けた株式の買戻し交渉及び社債の償還、取得した求償債権について、債権管理・回収業務のみを行っている状況である。 ※債務保証は平成8年度から平成17年度まで、投資は平成8年度から平成16年度まで実施</p> <p>3 長期未収金額の推移 中小企業等金融新戦略事業（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="240 1073 1338 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期未収金</td> <td>1,263,376</td> <td>1,108,364</td> <td>796,404</td> <td>856,089</td> <td>849,961</td> </tr> </tbody> </table> <p>※毎年代位弁済が発生するため、年度によっては長期未収金額が増加している。</p> <p>ベンチャー投融資支援事業（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="240 1228 1338 1306"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期未収金</td> <td>347,542</td> <td>319,106</td> <td>278,131</td> <td>247,881</td> <td>237,817</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 債権回収の方法について (1) 中小企業等金融新戦略事業 求償債権の回収は、「公益財団法人大阪産業振興機構 求償債権等管理規則」、「公益財団法人大阪産業振興機構求償債権等管理事務取扱要綱」に沿って、行っている。債務者毎に「管理台帳」を作成し、また、訪問や面談の内容についての記録を作成し、交渉経過は情報共有できるようにしている。保証人の取扱、回収方針の決定に至る方向性のアドバイスなどに関し、必要に応じて顧問弁護士に相談しながら進めている。債権の区分については以下のとおり分類し、管理している。 債権の区分と件数 (ア) 回収中 ①任意回収中 35件 ②民事再生中 3件 (イ) 破産事件 ①申立予定 1件 ②破産手続開始 6件 (ウ) 要交渉 9件</p>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	長期未収金	1,263,376	1,108,364	796,404	856,089	849,961		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	長期未収金	347,542	319,106	278,131	247,881	237,817	<p>中小企業等金融新戦略事業、ベンチャー投融資支援事業の債権回収については、機構の担当者が企業の業況把握に努め、電話督促・現地訪問・郵便督促等により納付交渉を行い、必要に応じて顧問弁護士等に相談しながら進めている。 しかしながら事業自体については平成30年4月以降、債権の回収業務を残すのみとなっており、また債権の売却も視野に入れているが、機構として取り得る法的な取組の検討が十分に行われていない状況である。</p>	<p>金融機関単独では融資が困難な小規模企業等への支援という当該事業の役割を踏まえつつ、債権回収にかかる人的体制について、費用対効果を考慮し、弁護士等の外部専門家への委任も含めたより効果的な回収方法を検討されたい。</p>
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																					
長期未収金	1,263,376	1,108,364	796,404	856,089	849,961																					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																					
長期未収金	347,542	319,106	278,131	247,881	237,817																					

(ウ) の要交渉については長期間の返済がない債務者であり、電話督促・現地訪問・郵便督促など、出来る手段で対応している。

※直近5か年の回収実績：103千円

要交渉に係る長期未収金残高：98,532千円（平成29年3月末時点）

(2) ベンチャー投融資支援事業

債権の回収方法については(1)と同様。債権の区分については以下のとおり分類し、管理している。

債権の区分と件数

(ア) 回収中 8件

(イ) 要交渉 8件

(イ) の要交渉については、(1)と同様に電話督促・現地訪問・郵便督促など、出来る手段で対応している。

※直近5か年の回収実績：996千円

要交渉に係る長期未収金残高：136,944千円（平成29年3月末時点）

5 債権回収にかかる各年度の人的体制、人件費の推移について

中小企業等金融新戦略事業、ベンチャー投融資支援事業ともに金融機関のOBが従事している。両事業を合わせたの年度毎の人員体制・人件費・回収額は以下のとおり。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人員数	4.0名	2.6名	2.0名	2.0名	2.2名
人件費（千円）	16,782	10,593	8,922	8,979	9,707
回収額（千円）	14,507	17,807	11,421	21,482	26,306

6 弁護士等の外部人材の活用状況

保証人の取扱、回収方針の決定に至る方向性のアドバイスなどに関し、必要に応じて顧問弁護士に相談しているが、債権の回収業務自体は機構の職員が従事している。

7 今後の対応について

中小企業等金融新戦略事業においては、金融機関に生じた損失の補填は、平成30年4月の代位弁済をもって終了し、それ以降は、求償債権の回収業務を残すのみとなっている。ベンチャー投融資支援事業においても債権の回収業務を残すのみとなっている。

機構では、平成30年4月の代位弁済が終了した後、2つの事業における債権をまとめて外部に売却することも選択肢の一つとして考えている。なお、債権の売却については、これまで機構が金融機関単独では融資が困難な小規模企業等への支援を行ってきたという経過、債務者の資産、生活状況、返済の意思のほか、機構が債権を保有することにより得られる回収見込額と債権売却により得られる回収見込額の得失、債権売却が債務者に与える影響等を考慮するとともに、可能な限りの回収努力を重ねた上で、総合的な判断を行い、大阪府と協議しながら慎重に検討する予定である。

措置の内容

資金支援部が所管する中小企業等金融新戦略事業及びベンチャー投融資支援事業（以下「2事業」という。）については、平成30年4月以降、債権の回収業務を残すのみとなっている。よって、2事業に係る債権の回収業務を他事業の債権の回収業務を所管する設備支援部に移管するとともに、2事業に係る債権の回収業務担当人員を2名から1名に減員した。また、債権の回収については、債務者の資産、生活状況、返済の意思などを十分考慮しつつ、従前より委任実績のある弁護士を活用し、案件の委任だけでなく、回収に懸念が生じた時点から各段階において随時相談を行い、助言等を受けることで、効率的かつ効果的な回収に取り組む。

監査（検査）実施年月日（委員：平成30年1月15日、事務局：平成29年11月27日及び同月28日）